

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成 9 年法律第 123 号				
不利益処分の種類	介護老人保健施設の開設許可の取消し等	根拠条項	第 104 条第 1 項				
処 分 基 準	<p>(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 104 条第 1 項各号</p> <p>(2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 40 号）</p> <p>(3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成 12 年 3 月 17 日 老企第 44 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 NO	

不利益処分基準（公表用）